

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用許可基準の緩和措置を延長します。

横浜市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占有期間について、令和2年11月30日までとしていたところですが、このたび令和3年3月31日まで延長することとしました。



(国道17号：文京区千石)

今回の緊急措置のポイント

内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること
主体	<p>地方公共団体又は関係団体※1による一括占有※2</p> <p>※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など (道路占有許可申請には、地方公共団体からの支援等に関する意見書等が必要です。)</p> <p>※2 個別店舗ごとの申請はできません。</p>
場所	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</p> <p>※ 歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。</p> <p>※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>
占用料	免除 (施設付近の清掃等にご協力いただけている場合)
占有期間	令和3年3月31日まで (令和2年11月30日までを延長)

緊急措置に関する問合せ先一覧

○ 地方公共団体からの支援に関するご相談

対象団体	相談先
まちづくり団体のかた	都市整備局地域まちづくり課 (045-671-2696) 都市整備局都心再生課 (045-671-2673) 都市整備局みなとみらい2 1 推進課 (045-671-3516)
商店街のかた	経済局商業振興課 (045-671-3488)
その他団体のかた	当該団体を所管する関係区局にご相談ください。
上記団体に該当しないかた	政策局共創推進課 (045-671-4395) 都市整備局都市デザイン室 (045-671-3850)

※ 道路占用許可申請には、上記相談先の区局からの意見書等の添付が必要です。

○ 制度について

道路局管理課（045-671-3525）にお問合せください。

○ 道路占用許可の申請先

該当する区の土木事務所にご申請ください。

※横浜市内の国道のうち、横浜市が管理する国道以外につきましては国道事務所にご相談ください。

○ 申請書類

- (1) 道路占用許可申請書
- (2) 道路占用料減免申請書
- (3) 占用場所が分かる案内図
- (4) 占用範囲・面積が分かる図面
- (5) 道路の維持管理に資する取組み（施設付近の清掃等）に関する計画書
- (6) 関係区局からの意見書（副申書）等